

障害福祉計画骨子案の意見募集の結果について

1 意見募集の趣旨

障害福祉計画の策定に当たり、市民などの幅広い意見を反映するため、障害福祉計画骨子案を公表し、意見募集を行いました。

2 意見募集期間

平成18年11月15日(水)から12月14日(木)まで

3 意見募集の実施状況

広報、ホームページ、記者発表、公共施設、障害者施設での配布等により、広く周知を行いました。

また、障害者施策推進協議会の議事録及び会議資料をホームページに掲載するとともに、市役所2階情報コーナーで閲覧に供しました。

- (1) 広報 11月15日号広報
- (2) ホームページ 骨子案及び関連資料を掲載
- (3) 記者発表 11月中旬に報道各社あてに実施
- (4) 市内の公共施設(18か所)及び障害者施設(10か所)
概要版の配布、骨子案及び関連資料の閲覧

4 市民意見の概要

- (1) 意見総数 27件
- (2) 意見提出者 6名(内訳 個人4 団体等2)
- (3) 項目別内訳

区 分	件 数
1 骨子案全般	3
2 障害福祉サービス	12
3 地域生活支援事業	8
4 その他	4
計	27

障害福祉計画骨子案に対する意見の内容と市の考え方

1 骨子案全般

	意見の内容	市の考え方
(1)	公共施設で閲覧できた骨子案には障害者や関係者のアンケート結果などの資料が添付されていますが、「障害福祉計画」の冊子の中にこれらの資料を含めてほしい。	障害福祉計画の冊子の製作に当たっては、アンケート調査結果などの資料も含める予定です。
(2)	骨子案の文だけでは説明等が不十分なので、今後、一般市民からの意見を聞いた後、案を成立させる前に、市民と合同での会議や説明会を開催してほしい。	意見募集終了後、障害者団体の代表や公募委員を含む障害者施策推進協議会において計画策定を進めていきます。また、策定後ではありますが、障害福祉計画の説明会を開催します。
(3)	今回示された福祉計画のパブリックコメントはわかりにくい。数年後にどのくらい(量)の福祉サービスの利用が可能かわからない。当事者に理解しにくい計画は良い計画でしょうか。	骨子案は、国の基本指針にそって作成していますが、文章だけでなく、図や表をできる限り用いることにより、わかりやすい計画となるよう配慮します。

2 障害福祉サービス

	意見の内容	市の考え方
(1)	基本理念の障害者等の自己決定と自己選択の尊重の中で、「障害の種別や程度にかかわらず」の記載について、障害程度区分の認定によって、実際には障害者が行きたいところや住みたいところを選ぶことができない状態である。	障害福祉サービスの利用については、心身の状況に関する障害程度区分だけでなく、介護を行う者の状況や障害者等の障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案して、支給決定を行っています。
(2)	障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量が計画されており、障害者にとって社会資源の増加や拡大は望ましいのですが、数だけに捉われることなく、現在ある社会資源を利用しやすくしてほしい。	現在、小規模作業所やNPO法人等が行っている福祉サービスについて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービスへの移行が円滑に行われるよう支援をします。

	意見の内容	市の考え方
(3)	骨子案に記載されている数値目標が現実に即しているかどうかはよく分かりませんが、数値目標に見込み違いが発生した場合は柔軟な対応と速やかな訂正をお願いします。	障害福祉計画は3年ごとに改定することとされており、現在策定している計画については平成20年度末までに改定します。したがって、数値目標は計画の改定により改めていきます。
(4)	グループホーム、ケアホーム、就労センターなどを充実してほしい。	障害者等の地域における居住の場としてのグループホームやケアホームについて、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。
(5)	グループホームなどについて、住居の提供や補助を検討されたい。 現状は、家賃、食費、光熱水費、日用品費で障害年金はなくなり、経済的負担が大きくサービスを受けられない。	
(6)	自立支援のため、利用しやすい環境の整備と十分な情報提供による利用状況の向上への努力が必要です。	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、分かりやすく、かつ、障害の種類に応じた適切な情報提供を図ります。
(7)	障害者に対してサービスを多様化し、少しでも多くのサービスが受けられるように考えられおり、ソフト面の保障はされていますが、ハード面の保障が具体的でないので行政として何とかしてほしい。	障害福祉サービスや相談支援の事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。
(8)	事業所が手探りでいることが利用者や家族にも伝わるのでとても不安です。 行政が事業者を支援することで、利用者の必要なサービスが確保されます。	また、現在、小規模作業所やNPO法人等が行っている福祉サービスについて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援など障害福祉サービスへの移行が円滑に行われるよう必要な支援をします。
(9)	一割負担により利用者が減り、授産施設として利用者の給与や施設運営の維持が厳しい状況であり、展開手段、情報提供、支援体制などが必要です。 また、障害者の就労、社会参加、地域生活移行への支援のため、行政主導での環境面の整備が必要です。	さらに、必要な地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者への説明会や意見交換の機会を設けること等に

	意見の内容	市の考え方
(10)	9月まで利用できたサービスが利用し続けられるようにしてほしい。希望しているサービスは思うような形で利用できず、福祉の後退であると思う。受給者証には従来通りの支給量が記入されていても、現実にはサービスはないか、もしくは利用しにくい状況である。	より、事業者との連携を図ります。
(11)	障害者自立支援法が施行されて利用料が発生し、障害年金だけでは日用品や必要経費まで足りないので、親亡き後でも一人の人間として障害年金の範囲内で自活できる仕組みにしてほしい。	障害福祉サービスと地域生活支援事業に要する費用を合算して利用者負担の月額上限を定めています。また、利用者負担により利用が低下し自立生活が大きく阻害されるような実態が認められれば軽減策を検討します。
(12)	障害者自立支援法については、地域の実情等を説明のうえ、見直しを十分していただくよう国、県への働きかけを強く要望します。	障害者自立支援法に基づく適切なサービスの提供にあたり、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国や県に対して必要に応じて制度の見直し等を働きかけていきます。

3 地域生活支援事業

	意見の内容	市の考え方
(1)	移動支援について、 ア グループ型支援を実施して欲しい。 イ 移動支援は実態に合った利用を認めて欲しい。 ウ 利用の基準、上限を要綱に明記して欲しい	グループ型支援として、複数の障害者等への同時支援や、屋外でのグループワークや同一目的地・イベントへの複数人同時参加の際の支援について、導入を検討します。 また、障害者等の個々の利用状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施できるよう検討するとともに、移動支援事業の利用の基準や要件などを明確にし、適正かつ公平な実施を図ります。

	意見の内容	市の考え方
(2)	<p>日中一時支援事業について、</p> <p>ア 従来どおりの日中一時支援(日帰りショート)を認めて欲しい。</p> <p>イ 日中活動で利用している施設の延長利用、また居宅支援事業所などでの緊急時の対応を認めて欲しい。</p> <p>ウ 「日中」の解釈は午前6時から午後10時であってほしい。</p>	<p>市では、日中一時支援事業(日帰りショート)を認めておりますが、現在、この事業のサービス量が不足している状況にあります。</p> <p>このため、対象となる施設の範囲を広げることにより、多様な事業者の参入を促進し、日中一時支援事業の利用の確保を図ります。</p>
(3)	<p>「働く事ができる障害者全員が就労でき自立して生活が出来る収入が得られる社会環境の整備」のため、県の施策としての「ジョブコーチ」の活用について、障害者、市、関係者がどのように連携・協力するのか計画では明確でないので、ジョブコーチや県の担当者も参加した地域自立支援協議会にすれば、相談支援事業がより有効に運営されると思います。</p>	<p>地域自立支援協議会の委員には、障害者の就労支援のため、雇用関係者などを含むこととしています。</p> <p>ジョブコーチや県の担当者の方については、必要に応じて、関係機関の職員としての出席を依頼し、より効果的な相談支援事業の実施をめざします。</p>
(4)	<p>地域自立支援協議会と障害者施策推進協議会の2つの会議の役割分担を明確にするとともに、縦割り行政的な議論や運営を行わず、お互いの会議情報の共有と必要なときは協力して問題解決に取り組む障害者支援の会議となることを要望します。</p>	<p>地域自立支援協議会については相談支援や就労支援などを、障害者施策推進協議会については計画策定など障害者施策全般の役割を担うことを予定しています。また、各会議を運営する上では相互に情報の共有と連携を図ることとします。</p>
(5)	<p>障害者が就労に対する意欲があっても、実際には大変難しいことではあるが、就職できる場所が少なく、情報も入りにくく、就職に結びつかないので、情報提供を市からも積極的にしてもらえると良い。</p>	<p>障害者の就労支援については、地域自立支援協議会を設置する中で、公共職業安定所や商工会議所などの雇用関係機関との連携を図りつつ、就労支援に関する情報提供についても、必要に応じて、市ホームページなどを通じて行っていく予定です。</p>

	意見の内容	市の考え方
(6)	第4章1(1)実施時期の中で「地域活動支援センター拡充、移動支援事業の拡充(車両移送型の検討)など」が「第3期20年度～」と表示されていますが、第2期の障害福祉計画の策定期間に実績が十分に整わない中で検討される可能性があるため、前倒して「第2期19年度～」に変更してほしい。全ての項目の19年度実施が無理であれば、一部だけでも実施してほしい。	「地域活動支援センター拡充」については、「第2期19年度～」とし、前倒して19年度から整備していく予定です。
(7)	骨子案に「更生」という言葉が出てきますが、同じ読みで似た漢字の「更正」という言葉があり、障害者に対し使用されるときに、多くの一般人が混同して理解される場合や、「更生」という言葉自体に「役に立たなくなったものを再生して、また使えるようにすること」の意味があり、「更生」という言葉をそのまま使うのではなく、英語の原語である「リハビリテーション」、または、「社会復帰訓練」という言葉を使うことを提案します。	「更生」の表記については、「更正」と混同して理解される場合などもあり、好ましくないという意見がありましたが、福祉の用語として、一般に「リハビリテーション」の意味として用いられています。また、国の地域生活支援事業実施要綱の中において「更生」が使用されていることから、市町村の判断で用語を変更することは適切でないため、「更生訓練費給付事業」を用いることとします。
(8)	春日井市は公共交通機関が少ないので、通所するのに困難です。公共交通機関で通所できるよう施設連絡バスやはあとふるライナーの運行時間帯や停留所の見直しをぜひ検討願いたい。	障害者等が通所施設の利用がしやすくなるよう、必要に応じて、移動の支援を行います。 また、公共施設、駅、福祉センターなど障害者等の利便を考慮し、かすがいシティバス(はあとふるライナー)の活用などを含めて、検討することとしています。

4 その他

	意見の内容	市の考え方
(1)	<p>障害者が持つ個々の能力・特性を発見し、伸ばすという専門的な教育訓練を養護学校教育等に取り入れるなどの方策の推進についても検討してほしい。</p>	<p>地域自立支援協議会や障害者施策推進協議会を運営する中で、養護学校等に障害者等のニーズを伝えるとともに、必要に応じて、連携を図ります。</p>
(2)	<p>自閉症を含む広汎性発達障害は、早期発見、早期治療が必要不可欠なので、幼児期で早期発見された子どもたちに適切な支援をしてほしい。また、保育園、小学校、中学校では、障害児に対する職員の適切な加配が必要です。</p> <p>広汎性発達障害について、専門の医者や相談員による相談、言語訓練、作業療法などの支援が必要です。また、健常児の親と同じ条件で働かなければならないのは大変であり、広汎性発達障害に対する支援について、もう少し条件を見直してほしい。</p>	<p>自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害については、障害者自立支援法施行後の国の検討状況を踏まえつつ、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業など、必要に応じた地域生活支援事業の利用ができるよう検討します。</p>
(3)	<p>就労について、一般企業への就労もさることながら、市や公共企業への雇用を知的障害者においても採用されたい。</p>	<p>本市では、知的障害者の雇用について養護学校と協議して進めていきます。</p>
(4)	<p>事業所について、経営上、経費節減や人件費節減で職員が減らされ、非常勤職員ばかりになれば、困るのは利用者なので、安定した事務所運営にも配慮してほしい。</p>	<p>事業者への説明会や意見交換の機会を設けること等により、事業者との連携を図ります。また、制度の見直しについて、国や県に対して必要に応じて働きかけていきます。</p>